+/	金木	業務の区分	火計業数に広て行む古書の終刑	 八	小八杯(仁弘古書の日仕周	/a = 1088	文書管理者:大臣官房総合政策課長
大分	「 類	未務の区方	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類/行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
5			①答弁の案の作成の過程が記録された文書	答弁審査	·法制局提出資料、審查録等	20年	移管
		弁に関する閣議の求め及 び国会に対する答弁その 他の重要な経緯	②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に	閣議請議	・決裁文書		
		1000主义,94年44	と、関係であるための次数文書及び開議に 提出された文書	Ying (1996) 100 1	- 次級文書		
			③答弁が記録された文書	答弁書	・答弁書(質問主意書 主作成)		
		(4)基本方針、基本計画又	④行政機関協議文書	協議:●●	·協議関係資料	20年	移管(大統立書以及は陈充)
		は白書その他の閣議に付 された案件に関する立案 の検討及び閣議の求めそ					(主管文書以外は廃棄)
		の他の重要な経緯(1の 項から4の項まで及び5		閣議請議:●●	・決裁文書	-	
		の項(1)から(3)までに掲 げるものを除く。)					
6	令和●年度●●	関係行政機関の長で構成	③会議の決定又は了解に係る案の検討に関	拉罐	·協議関係資料	10年	移管
	(会議・本部・フォー		する行政機関協議文書	D00 0756	BRUSELA IN SCI-1		(主管文書以外は廃棄)
		び他の行政機関への協議 その他の重要な経緯	④会議の検討のための資料として提出された ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	会議資料	・会議資料	_	
			文書		・議事の記録		
			⑤会議の決定又は了解の内容が記録された 文書	決定・了解	・決裁文書	10年	移管
7	令和●年度●● (会議・本部・フォー	省議の決定又は了解に関 する立案の検討その他の	①省議の決定又は了解に係る案の立案基礎 文書	会議資料	•大臣指示	10年	移管
	ラム等)	重要な経緯	③省議に検討のための資料として提出された 文書及び省議(国務大臣を構成員とする省議	会議資料	•配布資料	10年	移管
			に限る。)の議事が記録された文書				
L			④省議の決定又は了解の内容が記録された 文書		・決定・了解		移管
8	義	複数の行政機関による申合せに関する立場の検討	協議文書	協議	- 協議関係資料		移管 (主管文書以外は廃棄)
		及び他の行政機関への協 議その他の重要な経緯	④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事	会議資料	会議資料・議事の記録		移管
			が記録された文書その他申合せに至る過程 が記録された文書				
			⑤会議の決定又は了解の内容が記録された 文書	決定・了解	・決裁文書		
11	令和●年度行政文 書開示請求		許認可等をするための決裁文書その他許認 可等に至る過程が記録された文書	開示決定等	·決裁文書·通知書(写)	許認可等の効 力が消滅する	廃棄
12		認可等」という。)に関する重要な経緯	THE SEED HOSKETOCKE			日に係る特定 日以後5年	
	人情報開示請求						
			③裁決、決定その他の処分をするための決裁 文書その他当該処分に至る過程が記録され	裁決・決定	・決裁文書	裁決、決定その 他の処分がさ	廃棄
		他の重要な経緯	た文書		越地势 地内物 物	れる日に係る特 定日以後10年	
10	Δ to Φ fr de TE de		④裁決書又は決定書	A én.	・裁決書、決定書等		存在
13		(2) 職員の研修の美施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関す	③職員の研修の実施状況が記録された文書	全般	・研修推薦・講師派遣	3年	廃棄
		る重要な経緯	職員の兼業の許可の申請書及び当該申請に	善業承 認	·兼業承認決裁文書	-	
14		する重要な経緯	対する許可に関する文書(十八の項)		・決裁文書	10年	移管
14	房総合政策課事務	検討その他の重要な経緯 (1の項から13の項まで	②制定又は改廃のための決裁文書	制定・改廃		104	
	正	に掲げるものを除く。)			・課長が定める事務分掌		廃棄
	令和●年度大臣官 房総合政策課文書				·総合政策課文書決裁再委任基準 (令和●年度)		移管
15	決裁再委任基準 令和●年度概算要	(1)歳入、歳出、継続費、繰	①歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫	概算要求	·概算要求書説明資料令和●年度	10年	廃棄
	求	担行為の見積に関する書	債務負担行為の見積に関する書類並びにそ の作製の基礎となった意思決定及び当該意		(●年度要求)		
		類の作製その他の予算に 関する重要な経緯(5の項 (1)及び(4)に掲げるものを	思決定に至る過程が記録された文書				
		除く。)					
	쏨	告書並びに国の債務に関	③会計検査院の検査を受けた結果に関する 文書		・検査結果報告書	5年	
	生主	する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に	④①から③までに掲げるもののほか、決算の 提出に至る過程が記録された文書	支出負担行為	•支出負担行為決裁等綴		
		掲げるものを除く。)		検査	・検査調書		
	令和●年度経理			旅費	・旅費請求書]	
					・出張計画書・復命書・旅行命令簿		
					·外国出張命令決裁文書 ·出張決裁文書		
					· 公用旅券発行·返納決裁文書		
				物品	·物品供用簿·命令簿	1	
16		機構及び定員の要求に関	機構及び定員の要求に関する文書並びにそ	機構·定員要求	·機構·定員要求書	10年	廃棄
	定員要求	する重要な経緯	の基礎となった意思決定及び当該意思決定に 至る過程が記録された文書				
20			栄典又は表彰の授与又はは〈奪のための決 裁文書及び伝達の文書	表彰	·叙位叙勲関係決裁文書	10年	廃棄
		の項(4)に掲げるものを除く。)			・表彰関係決裁文書		
21	係	(1)国会審議 (1の項から 20の項までに掲げるもの	国会審議文書	国会審議	・国会主要想定問答		移管
		を除く。)			•想定問答		廃棄
	A10.0	(0) str = 20 A 400	State & A. Mr. July de	A =¥8₽ / *	·国会資料要求		廃棄
	義	(2)審議会等(1の項から 20の項までに掲げるもの た除く)	番磯会等又書	会議関係	•会議資料	10年	移管
		を除く。)					

22 標準文書保存期間 基準	7. 選了時の措置
基準	
基準	
令和●年文書管理 ② 取得した文書の管理を行うための帳簿 ③決裁文書の管理を行うための帳簿 ・発識文書処理簿 ・決裁文書処理簿 ・決裁文書処理簿 ・ おゆ ・ おゆ ・ おか ・ おか ・ の ・ 「 おな で まん で ま	
・決裁文書処理簿 令和●年度廃棄の ⑤第22条第3項に規定する行政文書ファイル ・廃棄の記録 5年	
令和●年度廃棄の ⑤第22条第3項に規定する行政文書ファイル ・廃棄の記録 5年	
記録 等の廃棄の記録 等の廃棄の記録 28 令和●年度住宅事 国有財産の管理(取得、維 ③国有財産の管理及び処分(①及び②)に掲 調査 ・住宅事情調査 3年 廃棄	
情調査票 持、保存及び運用をいう。) げるものを除く。)に関する決裁文書又は管理 及び処分の実施に関する 及び処分に関する重要な実績が記録された文	
重要な経緯 29 令和●年度事務委 契約に関する重要な経緯 契約に係る決裁文書及びその他契約に至る 委託 ・決裁文書等 契約が終了す 廃棄	
託契約 (1の項から28の項までに 過程が記録された文書 る日に係る特定 掲げるものを除く。) 日以後5年	
備 令和●年度審議会 通知 ·審議会委員任命 3年 廃棄	
令和●年服務 動務時間管理 ・出動簿 5年	
・公務届	
·超過勤務命令簿 6年	
・休暇簿	
・遅出勤務届	
令和●年度服務 動務時間管理 ・動務時間割振り 5年 廃棄	
・疲労蓄積防止等のための遅出動	
務報告 ・フレックスタイム制申告・割振り簿 3年	
・テレワーク実施計画書(兼業務日 3年 誌)	
海外渡航 海外渡航承認 3年	
災害補償 ・公務災害関係書類 特定日以後5年	
令和●年給与 支給 ·基準給与簿 5年	
・職員別給与簿	
・給与の口座振込開始(変更)申出 特定日以後1年	
書 令和●年度給与 諸手当 ・動勉手当 5年 廃棄	
• 管理職員特別勤務実績簿	
給与 ・給与支給明細書等の電子交付承 諾書・書面交付申立書	
令和●年度賃金職 支給 •賃金職員採用決裁	
員採用決裁·給与 薄 · 基準給与簿	
令和●年度俸給決 定	
令和●年度転出入 者出動状況報告 - 転出入者出動状況報告	
令和●年度勤務時	
間報告書 令和●年度俸給半 俸給半減の決定・・俸給半減決裁文書	
滅・全額	
令和●年度倫理 ・国家公務員倫理規程関係報告 5年 廃棄	
法・倫理規定に基づく報告	
令和●年度育児休	
業関係 令和●年度人事関 報告 ・人事関係報告 5年	
係報告 · 給与関係報告 3年	
係報告	
令和●年度給与実 態調査 ・給与実態調査 3年	
令和●年度退職手 当実態調査 ・退職手当実態調査	
令和●年度人事関 係各種調査·報告	

文書管理者:大臣官房総合政策課長

分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類/行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
令和●年度電磁的 記録媒体管理簿			管理簿	•電磁的記録媒体管理簿	5年	廃棄
令和●年度宿舎損 害賠償金軽減申請 書			宿舎	·宿舎損害賠償金軽減申請書	5年	
一 令和●年控除申告 書			申告書	·扶養控除等(異動)申告書·保険料控除 申告書	7年	
令和●年源泉徴収 票			帳票	•源泉徵収票		
令和●年度広報	広報事務の経緯		広報·報道	・ホームページ掲載資料	3年	廃棄
広報(常用)				・ホームページ	常用	
令和●年度特定歴 史公文書等利用請 求書			利用手続·請求	- 特定歴史公文書等利用請求書	3年	廃棄
令和●年度文書管 理点検·監査	所掌事務に関する点検・監 査		点検	・自己点検用チェックシート	3年	廃棄
			監査	·監査実施通知·監査結果通知		
令和●年度調査分 析			調査分析	国外の経済動向(米国)	3年	
				国外の経済動向(ユーロ圏)		
				国外の経済動向(英国)		
				国外の経済動向(アジア)		

備考1 本表は、財務省行政文書管理規則(以下「規則」という。)第15条第1項の規定に従い文書管理者が定めたものであり、規則別表第1を踏まえ作成されている。ただし、「保存期間満了時の措置」に ついては、規則別表第2に基づくものである。 備考2 本表に該当しない行政文書については、職員は、規則別表第1を参酌し、文書管理者の指示に従い保存期間を設定するものとする。この場合の保存期間は、規則第15条第12項の期間を保存期間と保存期間とな文書を除き、原則として30年、20年、10年、5年、3年、1年又は1年未満のいずれかの期間とする。ただし、保存期間を1年未満とする行政文書であって、規則第15条第6項各号に該当しないものについて廃棄する場合には、規則第23条第3項の規定に従うものとする。 備考3 1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、規則第15条第4項、第5項及び第7項に該当することとなる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

	大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類/行政文書の具体例	保存期間	又書官理者: 大臣官房経済財政政策調整官 保存期間満了時の措置
1	令和●年度日銀法 改正	(1)立案の検討	①立案基礎文書	立案基礎	·協議資料	10年	廃棄
	令和●年度臨時金	(1)立案の検討		立案基礎	•検討資料	20年	移管
	利調整法		②立案の検討に関する審議会等文書	審議会	•金利調整分科会答申等		
		(3)他の行政機関への協議	行政機関協議文書	法令協議	•発議	1	
	令和●年度準備預	(1) 立案の検討	③立案の検討に関する調査研究文書	調査研究	•調査研究資料		
	金制度				・調査研究資料(規制改革)		
5			①答弁の案の作成の過程が記録された文書	答弁審査	・調査研究資料(規制改革)	20年	移管
		弁に関する閣議の求め及 び国会に対する答弁その 他の重要な経緯	②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に 提出された文書	閣議請議	•決裁文書	-	
			③ 答弁が記録された文書	答弁書	·答弁書(質問主意書主作成)		
	令和●年度政府経 済見通し等	(4)基本方針、基本計画又 は白書その他の閣議に付 された案件に関する立案	④行政機関協議文書	協議	•協議関係資料	10年	廃棄
	済財政報告	の検討及び閣議の求めそ の他の重要な経緯(1の 項から4の項まで及び5 の項(1)から(3)までに掲 げるものを除く。)		協議	•協議関係資料		
6	令和●年度日本銀 行政策委員会	関係行政機関の長で構成 される会議の決定又は了	①会議の決定又は了解に係る案の検討に関する立案基礎文書	立案基礎	・出席者の指名決裁	10年	移管
	会和●在度日銀全	解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議	7 の工术を収入目		·日銀金融政策決定会合資料		
	版以來次是云口	その他の重要な経緯			·日銀金融政策決定会合事前送付 資料	_	
	令和●年度内閣府 年央試算		③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書	協議	・協議関係資料	10年	廃棄
	令和●年度月例経 済報告					3年	廃棄
	令和●年度物価担 当官会議		⑤会議の決定又は了解の内容が記録された 文書	決定·了解	·会議資料	10年	移管
	令和●年度日銀政 策変更		^ -		·日銀政策変更時資料	10年	移管
8	令和●年度政府·		⑤申合せの内容が記録された文書	申合せ	・公表のための決裁文書	10年	移管
		合せに関する立案の検討 及び他の行政機関への協 議その他の重要な経緯					
14	4.0回数:ナルニルエ	山の手悪れ奴婦 /1の店	④制定又は改廃のための決裁文書	制定・改廃	・ 告示改正決裁	10年	廃棄
	令和●年度準備預 金制度告示改正	他の重要な経緯(1の頃から13の項までに掲げるものを除く。)			·告示改正決裁		
22	標準文書保存期間 基準	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	基準	•標準文書保存期間基準	常用	廃棄
25		(1)統計調査に関する重要な経緯	①統計の企画立案に関する経緯が記録され た文書	基幹統計調査	•産業連関表作成関係資料	10年	廃棄
	令和●年度調査研	(2)財政経済に関する調査 又は研究に関する重要な		調査研究	・GDP・マクロ総括	3年	廃棄
	л	経緯			・消費		
					・設備投資		
					・住宅		
					・マインド		
					·外需		
					·景気動向		
					•雇用		
					•生産		
					-金融		
					•倒産		
					•所得		
					•物価		
備考六	令和●年度所管法 令の確認			確認	・法制執務業務支援システムの導入 に伴う所管法令の確認	3年	廃棄
	広報(常用)	広報事務の経緯		広報·報道	・外国格付け会社宛書簡	常用	廃棄
	令和●年度財務局 連携			調査·分析	・ヒアリング関係資料	3年	廃棄
	令和●年度調査研			調査研究	•決裁文書	3年	廃棄
	究						

備考1 本表は、財務省行政文書管理規則(以下「規則」という。)第15条第1項の規定に従い文書管理者が定めたものであり、規則別表第1を踏まえ作成されている。ただし、「保存期間満了時の措置」については、規則別表第2に基づくものである。 備考2 本表に該当しない行政文書については、職員は、規則別表第1を参酌し、文書管理者の指示に従い保存期間を設定するものとする。この場合の保存期間は、規則第15条第12項の期間を保存期間とする行政文書を除き、原則として30年、20年、10年、5年、3年、1年又は1年未満のいずれかの期間とする。ただし、保存期間を1年未満とする行政文書であって、規則第15条第6項各号に該当し 備考3 1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、規則第15条第4項、第5項及び第7項に該当することとなる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

文書管理者:大臣官房総合政策課政策推進室長

		T.	T.	I.	l .	1	文書管理者:大臣官房総合政策課政策推進室長
	大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類/行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
4	令和●年度省令の 制定・改廃	(3)制定又は改廃	省令その他の規則の制定又は改廃のための 決裁文書	制定・改廃	・●●に関する命令の改正	20年	移管
5	意書	(3)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その	①答弁の案の作成の過程が記録された文書	答弁審査	•法制局提出資料、審查録等	20年	移管
		他の重要な経緯	②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に 提出された文書	閣議請議	•決裁文書		
			③答弁が記録された文書	答弁書	・答弁書(質問主意書)		
6	義	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議	④会議の検討のための資料として提出された 文書及び会議の議事が記録された文書		·令和●年度●●会議等配付資料	は5年)	移管 (主管文書以外は廃棄)
	令和●年度●●決 定·了解	び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	⑤会議の決定又は了解の内容が記録された 文書	決定·了解	· 令和●年度●●会議等決定·了解	10年 (主管文書以外 は5年)	移管 (主管文書以外は廃棄)
7	令和●年度税制改 正要望	省議の決定又は了解に関 する立案の検討その他の	①省議の決定又は了解に係る案の立案基礎 文書	立案基礎	•税制改正要望	10年	移管
	令和●年度各種会 議	重要な経緯	③省議に検討のための資料として提出された 文書及び省議の議事が記録された文書		·令和●年度●●会議資料		
	令和●年度●●決 定·了解		④省議の決定又は了解の内容が記録された 文書	決定・了解	•決定•了解文書		
8	義	複数の行政機関による申 合せに関する立案の検討 及び他の行政機関への協 議その他の重要な経緯	④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書	会議資料	-令和●年度●●会議資料	10年 (主管文書以外 は5年)	移管 (主管文書以外は廃棄)
	令和●年度●●決 定·了解·同意		⑤申合せの内容が記録された文書	決定·了解·同意	· 令和●年度●●会議等決定· 了解·同意	10年 (主管文書以外 は5年)	移管 (主管文書以外は廃棄)
					·令和●年度沖縄振興関係会議等 決定·了解·同意	10年	廃棄
11			許認可等をするための決裁文書その他許認 可等に至る過程が記録された文書	開示決定等	·決裁文書·通知書(写)		廃棄
12	書開示請求	号の許認可等(以下「許認可等」という。) に関する重要な経緯	対 守に主の題性が記録された义者			力が消滅する 日に係る特定 日以後5年	
	立て	(6) 不服申立てに関する審 議会等における検討その 他の重要な経緯	②審議会等文書	審査会	・諮問決裁文書・通知書(写) ・意見書	他の処分がさ	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
		13.7 12.4 0.12.17			・		・審議会等の裁決等について年度ごとに取りま とめたもの
			④裁決書又は決定書	裁決·決定	·裁決·決定決裁文書		
			受扱い言へはいだ言	纵 人 人足	・裁決書・決定書		
	令和●年度●●訴	(7) 国又は行政機関を当事	①訴訟の提起に関する文書	訴訟提起	·訴状	訴訟が終結す	以下について移管
	訟	者とする訴訟の提起その 他の訴訟に関する重要な	②訴訟における主張又は立証に関する文書	主張・立証	答弁書		・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
		経緯			•準備書面		
					-各種申立書		
					・口頭弁論・証人等調書		
				and the other	·書証		
40	Δ.to ♣ fr de TT de		③判決書又は和解調書	判決書等	·判決書	0.57	京文
13		(2) 職員の研修の美能に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	③職員の研修の実施状況が記録された文書	合種切修	-危機管理研修等(●●研修配布資料等) -人権擁護関係研修等	3#	廃棄
14	制定·改廃	(1)告示の立案の検討その 他の重要な経緯(1の項 から13の項までに掲げる ものを除く。)	④制定又は改廃のための決裁文書	制定・改廃	・財務省所管事業分野における障害 を理由とする差別の解消の推進に 関する対応指針等 ・令和●年度環境関係告示の制定・	10年	廃棄
				ما الما الما الما الما الما الما الما ا	改廃		70.00
	達改正	(2)訓令及び通達の立案の 検討その他の重要な経緯 (1の項から13の項まで に掲げるものを除く。)	②制定又は改廃のための決裁文書	制定・改廃	- ● ● の策定、改定について - 財務省防災業務計画等 - 財務省の温室効果ガス排出削減の 実施計画等について	10年	移管
	令和●年度各種計 画				●●の策定、改定について	5年(訓令及び 通達を根拠とし て作成した文書 以外は3年)	廃棄
					●●の評価について	5年	廃棄
15	令和●年度決算報 告書	(2)歳入及び歳出の決算報 告書並びに国の債務に関	③会計検査院の検査を受けた結果に関する	会計監査	•検査院受検調書	5年	廃棄
		音音型のに関うに関する計算書の作製その他 する計算書の作製その他 の決算に関する重要な経 緯(5の項(2)及び(4)に 掲げるものを除く。)					
21	係	(1)国会審議等(1の項から 20の項までに掲げるものを	国会審議文書	国会審議	·令和●年度答弁書	10年	廃棄
		除(。)			·令和●年度資料要求	3年	廃棄
		(2)審議会等(1の項から20 の項までに掲げるものを除	審議会文書	審議会資料	·令和●年度審議会資料	10年 (主管文書以外 は5年)	廃棄
22	標準文書保存期間基準	く。) 文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行	基準	·標準文書保存期間基準	常用	廃棄
	文書管理		時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書 ②取得した文書の管理を行うための帳簿	帳簿	・取得・発送等した文書の管理を行う		
			The second secon		ための帳簿		

文書管理者:大臣官房総合政策課政策推進室長

						71
大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類/行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
備 令和●年度各種計 考 画書·報告書 六	計画書及び報告書		報告文書	・財務省環境配慮の方針の点検等 について等 ・令和●年度計画書・報告書等(経済産業局関係)	5年	廃棄
				·令和●年度計画書·報告書等(地方自治体関係) ·令和●年度●●報告関係書類		
				· 市和●年度●●報古関係書規		
令和●年度委員委 嘱	委員の委嘱		委嘱	·令和●年度日米合同委員会(代表 代理交代)	3年	廃棄
				·国家試験試験員委嘱承認		
	他省庁等からの依頼につ いての承認		一般	・令和●年度●●の後援名義の使 用承認について	3年	廃棄
令和●年度●●会 議	会議の運営に関する事項		会議資料	·防災連絡会議	3年	廃棄
令和●年度●●訓 練	訓練の運営に関する事項		訓練資料	・●●訓練	3年	廃棄
令和●年度届出・ 申請	緊急通行車両等の事前届 出に関する事項		申請	・上申書	1年	廃棄
令和●年度所管法 令の確認			確認	・法制執務業務支援システムの導入 に伴う所管法令の確認	3年	廃棄
令和●年度通知等			各種通知	・●●通知	3年	廃棄
			依頼	·●●周知·協力依頼	3年	廃棄
令和●年度委員会			制定·改廃	財務省環境配慮の方針推進委員会	改廃した日に係 る特定日以後 10年	廃棄
令和●年度要望書 等			意見·要望	・外部からの要望書等	1年	廃棄
令和●年度事務引 継	事務の引継ぎに関する事項		事務引継関係書類	•事務引継書類	5年	廃棄

備考1 本表は、財務省行政文書管理規則(以下「規則」という。)第15条第1項の規定に従い文書管理者が定めたものであり、規則別表第1を踏まえ作成されている。ただし、「保存期間満了時の措置」については、規則別表第2に基づくものである。 備考2 本表に該当しない行政文書については、職員は、規則別表第1を参酌し、文書管理者の指示に従い保存期間を設定するものとする。この場合の保存期間は、規則第15条第12項の期間を保存期間とする行政文書を除き、原則として30年、20年、10年、3年、1年又は1年未満のいずれかの期間とする。ただし、保存期間を1年未満とする行政文書であって、規則第15条第6項各号に該当しないものについて廃棄する場合には、規則第23条第3項の規定に従うものとする。 備考3 1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、規則第15条第4項、第5項及び第7項に該当することとなる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

文書管理者:大臣官房総合政策課安全保障政策室長

						~ =	官哇伯:人民日房総口以東誅女王床牌以東王文
	大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類/行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
5	針	(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその	は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の	協議:●●	•協議関係資料	20年	移管 (主管文書以外は廃棄)
		ら4の項まで及び5の項(1) から(3)までに掲げるものを 除く。)		閣議請議:●●	•決裁文書		
6	議		④会議の検討のための資料として提出された 文書及び会議の議事が記録された文書	会議資料	·会議資料 ·会議関連資料	(主管文書以外 は5年)	移管 (主管文書以外は廃棄)
		その他の重要な経緯		決定·了解	・決裁文書		移管 (主管文書以外は廃棄)
	令和●年度●●決 定·了解	<u> </u>	⑤会議の決定又は了解の内容が記録された 文書	決定•了解	· 令和●年度●●会議等決定·了解		移管 (主管文書以外は廃棄)
9			⑤基準を他の行政機関に通知した文書(九の 項ハ)	決定•了解	・決裁文書	10年	移管 (重要な経緯に該当する文書以外は廃棄)
11 • 12	書開示請求		許認可等をするための決裁文書その他許認 可等に至る過程が記録された文書	開示決定等	·決裁文書·通知書(写)	許認可等の効 力が消滅する 日に係る特定 日以後5年	廃棄
22	標準文書保存期間 基準		①行政文書ファイル管理簿その他の業務に 常時利用するものとして継続的に保存すべき 行政文書	基準	•標準文書保存期間基準	常用	廃棄
	文書管理		②取得した文書の管理を行うための帳簿	帳簿	·特定秘密文書等管理簿 ·秘密文書管理簿	常用	廃棄
				•特定秘密文書等閲覧簿	1年	廃棄	
備考六	令和●年度●●承 認	他省庁等からの依頼につ いての承認		一般	・令和●年度●●の後援名義の使 用承認について	3年	廃棄

備考1 本表は、財務省行政文書管理規則(以下「規則」という。)第15条第1項の規定に従い文書管理者が定めたものであり、規則別表第1を踏まえ作成されている。ただし、「保存期間満了時の措置」については、規則別表第2に基づくものである。 備考2 本表に該当しない行政文書については、職員は、規則別表第1を参酌し、文書管理者の指示に従い保存期間を設定するものとする。この場合の保存期間は、規則第15条第12項の期間を保存期間と保存期間となび書を除き、原則として30年、20年、10年、3年、1年又は1年未満のいずれかの期間とする。ただし、保存期間を1年未満とする行政文書であって、規則第15条第6項各号に該当しないものについて廃棄する場合には、規則第23条第3項の規定に従うものとする。 備考3 1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、規則第15条第4項、第5項及び第7項に該当することとなる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

文書管理者:大臣官房総合政策課データ分析調整室長

_						文書管	・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
ı	大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類/行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
6	令和●年度●●会 議	関係行政機関の長で構成 される会議の決定又は了 解に関する立案の検討及 び他の行政機関への協議 その他の重要な経緯	③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書	協議	消費者政策会議関係資料	10年	廃棄
8	令和●年度水産政 策審議会 令和●年度●●会 議		③申合せに係る案の検討に関する行政機関 協議文書	協議	- 漁港漁場整備事業の推進に関する 基本方針の変更について - 消費者教育の推進に関する基本的 な方針の変更について	10年	廃棄
11 • 12	令和●年度行政文 書開示請求		許認可等をするための決裁文書その他許認 可等に至る過程が記録された文書	開示決定等	·決裁文書·通知書(写)	許認可等の効 力が消滅する 日に係る特定 日以後5年	廃棄
	令和●年度不服申 立て	議会等における検討その 他の重要な経緯	③ 穀決、決定その他の処分をするための決裁 文書その他当該処分に至る過程が記録され た文書 ④ 裁決書又は決定書	裁決・決定	·決裁文書 ·裁決書、決定書等	裁決、決定その 他の処分がさ れる日に係る特 定日以後10年	廃棄
13	令和●年度研修	(2)職員の研修の実施に関する計画の立案の検討検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	③職員の研修の実施状況が記録された文書 (十七の項)	全般	·基礎研修 ·中央研修	3年	廃棄
	令和●年度統計	M 9 2 2 3 1 2 4 4		選定	•決裁文書等	3年	廃棄
14	データアナリスト等 令和●年度財務局 調査要領	(2)訓令及び通達の立案の 検討その他の重要な経緯 (1の項から13の項まで に掲げるものを除く。)	②制定又は改廃のための決裁文書	制定・改廃	•財務局経済調査実施要領	10年	廃棄
	係事務処理要綱等		①統計の企画立案に関する経緯が記録された文書		·統計関係事務処理要綱等	10年	移管
	令和●年度委託に よる統計の作成等 利用の手引きの改 定について				・委託による統計の作成等利用の手引		
15	令和●年度概算要 求	繰越明許費及び国庫債務 負担行為の見積に関する	①歳入、歳出、継続費、総越明許費及び国庫 債務負担行為の見稿に関する書類並びこそ の作製の基礎となった意思決定及び当該意 思決定に至る過程が記録された文書	概算要求	- 財務局予算一般会計概算要求書	10年	廃棄
	令和●年度経理		④①から③までに掲げるもののほか、決算の 提出に至る過程が記録された文書	経理	·財務局経済調査関係経費	5年	
16	令和●年度機構・ 定員要求	する重要な経緯	機構及び定員の要求に関する文書並びにそ の基礎となった意思決定及び当該意思決定に 至る過程が記録された文書	機構・定員要求	・財務局機構・定員要求書	10年	廃棄
20	令和●年度表彰		栄典又は表彰の授与又はは〈奪のための決 裁文書及び伝達の文書	表彰	•消費者支援功労者表彰等	10年	廃棄
21	令和●年度輸出入 申告データを活用	(2)審議会等(1の項から 20の項までに掲げるもの	審議会等文書	会議関係	·会議資料	10年	移管
	した共同研究	を除く。)			•検討文書		廃棄
					・会議関係ホームページ掲載決裁文書	3年	
22	標準文書保存期間 基準		①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常 時利用するものとして継続的に保存すべき行 政文書	基準	·標準文書保存期間基準	常用	廃棄
25		(2) 財政経済に関する調査		調査研究	•分析総括	3年	廃棄
	究	又は研究に関する重要な 経緯			・法人企業統計		
					·法人企業景気予測調査		
					・各種統計資料 ・主要経済指標・外国主要経済指標		
					·総合政策事務必携		
					経済センサスー●●調査		
					•全国財務局長会議	10年	移管
	調査研究関係資料				·情報管理係編集資料(経済指標)	常用(無期限)	廃棄
29	令和●年度事務委 託契約	契約に関する重要な経緯 (1の項から28の項までに 掲げるものを除く。)	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る 過程が記録された文書	委託	•決裁文書等	契約が終了す る日に係る特定 日以後5年	廃棄

文書管理者: 大臣官房総合政策課データ分析調整室長

	管理者:大臣官房総合政策課データ分析調整室長					
大分類	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	中分類	小分類/行政文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
備 令和●年度輸出入 考 申告データを活用			委嘱	·委嘱関係文書	10年	廃棄
大 した共同研究				•委嘱関係決裁文書	3年	
			運用基準	・ガイドライン・利用規則・各種様式	10年	
				•運用基準		
				・ガイドライン等関係決裁文書	3年	=
			公募関係	·公募関係資料(第〇期)	10年	
				・報告・届出等		
				・公募関係ホームページ掲載決裁文書	3年	-
			研究活動	•研究関係文書		
令和●年度行政CF 計算書データ及び			運用基準 ・利用規程・各種様式	·利用規程·各種様式	10年	廃棄
公営企業監査シー ト作成用データの				•利用規程等関係決裁文書	3年	
利活用			運用関係	•検討文書		
			研究活動	•研究関係文書		
令和●年度通知等			各種通知	- 周知・協力等依頼発出のための決 裁文書 ・各種通知、依頼、案内、建議、提言 等 ・次年度統計調査計画関係 ・令和●年度統計調査製表委託業 務・向部)年度統計データの二次的利用に関する事務の委託(回答)	3年	廃棄
令和●年度調査分 析			調査分析	·利用規則等 · 勉強会等	3年	廃棄
				・二次的利用申請		
令和●年度調査研 究			調査研究	·経済調査課長会議	3年	廃棄
令和●年度報告等			統計	•統計法施行状況報告	10年	廃棄
				・統計機構等調べ	3年	廃棄

備考1 本表は、財務省行政文書管理規則(以下「規則」という。)第15条第1項の規定に従い文書管理者が定めたものであり、規則別表第1を踏まえ作成されている。ただし、「保存期間満了時の措置」に ついては、規則別表第2に基づくものである。 備考2 本表に該当しない行政文書については、職員は、規則別表第1を参酌し、文書管理者の指示に従い保存期間を設定するものとする。この場合の保存期間は、規則第15条第12項の期間を保存期間と保存期間とな文書を除き、原則として30年、20年、10年、5年、3年、1年又は1年未満のいずれかの期間とする。ただし、保存期間を指表されていて、規則第15条第6項各号に該当し 備考3 1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、規則第15条第4項、第5項及び第7項に該当することとなる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。